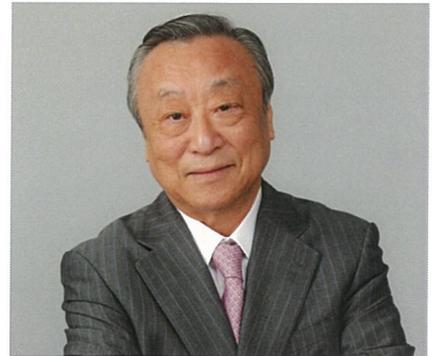


「日本の国際仲裁と調停新時代を迎えて」

日本仲裁人協会 理事長 川村 明

2020年は、日本の国際仲裁と調停の歴史において記念すべき年となりました。年間を通して全世界に猛威を振るったコロナ禍にも関わらず、東京に世界でもトップクラスの設備を備えた日本国際紛争解決センター（JIDRC）東京センターの開設をみる事ができました。他方、京都では日本国際調停センター（JIMC）が軌道に乗っています。11月には、シンガポールの国際調停機関（SIMC）との間でコロナ禍でのユニークな国際協力協定を締結し、両国法務大臣のビデオメッセージを得て、その記念シンポをウェビナーで開催しました。200人以上の出席を得る予想以上の反響でした。仲裁・調停を通じて日本の司法の国際化を進める機運は整ったのです。



しかし、JAAの役割は、むしろこれからです。従来、蔑ろにされてきた憾のないこともない国際調停の国際条約や法制、ルールの整備、国際仲裁プロフェッショナル人材の養成などは喫緊の課題です。しかし、最も現実的な課題は、仲裁・調停の我が国内・外における普及です。世界的パンデミックという未曾有の事態において多発している国際的ビジネス紛争の現実的で法律的な解決方法といえば仲裁・調停以外にありません。これを我が国から国際社会に提供するJAAの責任を改めて痛感する次第です。

コロナ禍における仲裁・調停実務とポストコロナへ向けて
—日本におけるウェブ審問の現状と課題—

日本仲裁人協会 常務理事 高取 芳宏

1. コロナ禍の国際仲裁・調停の実務においては、紛争解決の遅滞を防ぐだけでなく、国境を超えたフレキシブルかつ迅速な解決を目指してオンライン化が加速している。それに伴い、施設・設備といったハード面の充実だけでなく、各国の法制や規則、デュープロセスとの兼ね合い等ソフト面についての議論も進んでいる。本稿では、新たに東京施設を開設した日本国際紛争解決センター（JIDRC）、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）等日本の施設・機関によるオンライン対応を中心として、ウェブ審問の現状と課題について簡潔に報告させて頂く。なお、JIDRCとしては、筆者を部会長とするウェブ審問等検討部会を設け、オンライン仲裁の運用・充実を図っており、ホームページにおいて具体的な対応施設及びオンライン

1 ウェブ審問等検討部会は、筆者を部会長、設備・運用等ハード面の検討を行う第一分科会長を鈴木毅弁護士、法律・規則等のソフト面を検討する第二分科会長を児玉実史弁護士が務め、小枝未優弁護士等の多大な尽力により、7月に第一回報告、11月に修正報告を行っている。

ン対応を可能とする設備の紹介を行うとともに、部会としての報告・提言を公開しており本稿の内容も、その調査と提言の内容に依拠している²ので、ご関心のある方は参照して頂きたい。

2. 日本における仲裁施設として開設したJIDRCは、一部ウェブ審問に利用できる審問室として、東京施設には2つの審問室と6つのブレイクアウトルームを備え、大阪施設ともオンライン接続で両方をハブ的施設として利用できる。審問室にはワイヤレスで接続可能なプロジェクタ及び各席上のiPadを設置し、一部参加者が同じ部屋から審問に参加する場合にも、画面共有等が容易である等設備に工夫が施されている。また、iPadはプロジェクタ投影とは別チャンネルの通信であり、プロジェクタには参加者を投影しつつiPadではリアルタイム・トランスクリプトを投影することも可能であり、既にAIを用いた自動トランスクリプト作成ソフトウェア（Voice to Text）の利用も可能となっている。審問室のプロジェクタ付近にはカメラが設置されており、審問室の様子をブレイクアウトルームに設置されたスクリーンを通じて共有することも可能である等、ウェブ審問や証人尋問を行う上で有効な設備を整えている。さらに、国際的な案件に対応するための同時通訳ブース2室、4チャンネルのマイク・同時通訳用レシーバーも用意しているが、実際の仲裁・調停手続における一部ウェブ審問では通訳の正確性担保やチェックを可能にするため、逐次通訳となるのが通常である。

3. 国際調停機関として開設されたJIMC-Kyotoは、コロナ禍におけるオンライン調停の便宜と促進のため、シンガポール国際調停センター（SIMC）とのCovid 19 共同プロトコルを発効させ、期間及び費用を限定して、スピーディかつ効率的な和解解決を目指すオプションを提供している³。国境をまたがって訴訟が提起されるなど、内容について紛争状態にある場合にも、迅速な解決、費用等の経済的メリット、国境をまたぐ包括的解決、将来のビジネス関係、マーケットにおける評判や秘密性等の共通の利益を実現するために、紛争解決・和解交渉のプロセスについて合意することは可能であり実務でも行われているところであるが、このようなオンラインによるプロトコルの利用により調停・和解交渉の促進が期待される場所である。

4. 上記のようなオンライン紛争解決を利用していく場合、各国の仲裁法や仲裁規則等に反しないか等、手続上の問題を惹起する可能性があり、留意が必要である⁴。例えば、仮に適用される仲裁法・仲裁規則が、当事者や代理人全員が物理的に集合する形での審問の実施を求めているとすると、これに反してオンラインで遂行すると、仲裁判断取消しや執行拒絶事由にもなりかねない。この点、日本の仲裁法は、32条1項「一方当事者が求めれば口頭審理を開催しなければならない。」同2項「当事者間に別段の合意があれば、1項の適用がない。」と規定しており、JCAA規則50条3項は、「審問を行う場合、仲裁廷は、テレビ会議その他の方法も選択肢に入れて、適切な方法を選択するものとする。」とし、仲裁廷の裁量によりオンライン審問可能であることを明記しているが、各国には必ずしも明記されていない法や規則もあるので

2 JIDRC のホームページにおける紹介は <https://idrc.jp/en/%e6%9c%aa%e5%88%86%e9%a1%9e/virtual-hearing-at-jidrc/>

3 共同プロトコルの案内は <http://simc.com.sg/jimc-simc-joint-covid-19-protocol/>

また、SIMC による COVID19 プログラムの案内は <http://simc.com.sg/simc-covid-19-protocol/> 参照

4 前記 JIDRC ウェブ審問等検討部会第二分科会の提言に基づいている。

留意が必要である。デュープロセスの問題は、仲裁廷にとっただけでなく、当事者にとっても、せっかく勝った場合にも取り消しや執行拒絶のリスクが生じかねない。例えば、通信状態が途中で悪くなった、また隔地者の発言や発言要求に気づかないまま審理が進行した、という場合、当該当事者の聴聞を受ける権利を害されたことになるのか、一方当事者のみが発言しやすい、発言を聞き取りやすい、あるいは仲裁廷とのコミュニケーションが当事者によって差がある場合、平等な扱いを受ける権利を侵害されたことになるか等実務上問題となり得る。また、証人尋問の際に、事実証人が画面の枠外での資料やメモ、端末などを利用してコーチングを受けることをどう防ぐか等も喫緊の課題として議論されている。これらの運用や法的な検討は、コロナ禍への対策として進化・工夫が進んでいるが、オンラインならではの利便性や効率性に鑑み、コロナが収束した後も、各国間の時差への配慮等配慮すべきポイントは多いものの、利用の促進が予測される場所であり、JAAとしても引き続き検討すべき課題と考える。

2020年における日本国際紛争解決センターの動向

日本国際紛争解決センター 業務執行理事・事務局長 早川 吉尚

日本国際紛争解決センターは、日本における国際仲裁・調停の活性化に寄与すべき機関として2018年2月に設立された一般社団法人である。2019年以降、5年間にわたる調査委託事業を法務省から受託し、①日本における国際仲裁・調停のための審問専用施設の設立・運営、②日本における国際仲裁・調停の専門家等の人材育成、③日本企業に対する啓発活動、④日本の国際仲裁・調停の海外への広報活動などの施策を総合的に実施している。

2019年においては、上記調査委託事業を受託した6月以降、②③④について様々な事業を行ったが、①に関しては、2018年4月から大阪中之島合同庁舎において施設を提供していたものの、検察庁、法務省法務総合研究所国際協力部等と共用で利用する施設であったため、利用申込があったとしても断らざるを得ないことが少なくはなかった。そのため、国際仲裁・調停のための審問専用施設を早期に設立することが急務となり、2020年1月に竣工したインテリジェントビルである「虎ノ門ヒルズビジネスタワー」の5階に審問専用施設の建設が進められ、2020年3月30日には、2つのHearing Room、6つのBreakout Roomとともに最先端の諸設備を備えた東京施設が開業されるに至った。

ところが、コロナ禍の急速な蔓延により、その翌週には緊急事態宣言が発令されるに至る。そのため、大規模集会施設である上記東京施設も臨時休館を強いられ、実質的な開業は緊急事態宣言の解除後の2020年6月以降となった。もっとも、(コロナ禍の継続により)以降はオンライン会議システムを組み合わせる形(ハイブリッド形式)での審問・イベントの開催が予測されたため、かかる臨時休館期間中において、ハイブリッド形式の審問・イベントの円滑な運営に必要な機器の調達や施設の工事が行われた結果、(かかるハイブリッド形式の審問・イベントへの対応力が評価され)6月以降の審問・イベントの利用は増加していくこととなった(6月から12月までで、国際仲裁・調停審問につき8件、関連会合につき4件、イベントにつき20件以上の利用がなされた)。

②③④についても、当初の計画がコロナ禍により影響を受けた点があることは否めない。当初は、東京の新施設が世界的に注目を集めるであろうことを契機に、海外の仲裁機関との共同イベントを海外で行うことが予定されていたが、国内の関連諸団体との共同イベントも含め、ハイブリッド形式での開催に変更せざるを得なくなった。また、グループワーク等が必要となることが多い人材育成のための研修についても、e-learningプログラムを当初計画よりもプログラム数を倍増させる形で代替せざるを得なくなった。もっとも、新施設のハイブリッド形式の審問・イベントへの対応力をアピールする機会になり、より多数の研修参加者を集めることができるようになった面もあったといえよう。

2021年においても、環境の変化に臨機応変に対応しながら、日本における国際仲裁・調停の活性化のためにさらに尽力していきたい。

「JIMC-SIMC ジョイント Covid19 プロトコル締結/JIMC2周年記念」

日本仲裁人協会 副理事長・京都国際調停センター センター長 岡田 春夫

JAAは、シンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Centre、以下「SIMC」）との間で、2017年12月1日に、主に京都国際調停センター（Japan International Mediation Center in Kyoto、以下「JIMC」）の運営及び国際調停の普及啓発を目的として、同志社大学を含む三者間MOUを締結し、協力関係にあるが、SIMCより、新型コロナウイルスの世界的蔓延下におけるオンライン国際調停の普及のため、ジョイントCovid19プロトコルの策定及び実施の提案を受けた。そして、2020年9月12日、シンガポール国際商事調停条約が発効した記念すべき日に、JAAの川村明理事長とSIMCのジョージ・リムセンター長がMOUに署名し、JIMC-SIMCジョイントCovid19プロトコルが成立した。ジョイントプロトコルは、コロナ禍における日系企業とシンガポール系企業との間の国際紛争を主たるターゲットとして、オンラインによる安価で迅速かつ効果的な紛争解決を目指すもので、国際的な紛争解決センターが国を超えて調停を共同で実施する、世界初の試みである。今後もオンライン調停の世界的需要は高まると考えられること、また、SIMCと協働することはJIMCの世界的なプロモーションにも資することになり、コロナ禍における日系企業やシンガポール系企業の国際商事紛争の迅速かつ効果的な解決が、更に促進されるものと考えられる。ジョイントプロトコルの意義及び価値は非常に大きいものである。

JIMCは、この2020年11月20日に設立2周年を迎え、同日、JIMC2周年記念/ジョイントプロトコル発足記念ウェビナー「With and After コロナ時代の国際調停～オンライン調停とその有効性～」を開催した。新型コロナウイルスの影響を受け、本年は、リアルの会場ではなく、ZOOMを利用したオンラインウェビナーでの開催となった。JIMCとしては初の試みである。ウェビナーでは冒頭、上川陽子法務大臣及びシンガポール共和国のケイ・シャンムガム内務大臣兼法務大臣から、祝辞のビデオメッセージを頂いた。両大臣とも、国際調停の普及に深い理解と関心を持たれており、国際調停及びジョイントプロトコルに対する力強い

メールを送って頂いた。両大臣のビデオメッセージはJIMCのホームページで閲覧可能である。記念ウェビナーの実際の参加者は216名と大変盛況で、国内外から祝辞を頂き、内容についても大変好評を頂いた。

2020年のJAAの活動としては、地道なロビー活動が結実し、2020年5月に外弁法が改正され、外国の弁護士等による国際商事事件の調停代理が明文で制定された。次は、シンガポール国際商事調停条約の日本の早期加入に向けて活動を続けて行きたいと考えている。

仲裁法制等の見直しの動向

日本仲裁人協会 理事 古田 啓昌

2020年9月、法務大臣から法制審議会に対し、「経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢に鑑み、仲裁手続における暫定措置又は保全措置に基づく強制執行のための規律を整備するなど、仲裁法等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がされ、法制審議会に仲裁法制部会が設置された。仲裁法制部会は、2020年10月以降、ほぼ月1回のペースで会議を開催しており、主として仲裁に関する事項、調停に関する事項、仲裁手続に関して裁判所が行う手続に関する事項の3点について議論がされている。

このうち、仲裁に関する事項としては、2006年改正UNCITRAL国際仲裁モデル法に沿って仲裁法を改正し、仲裁廷が発令する暫定保全措置の定義（類型）及び発令要件、暫定保全措置の変更・停止・取消等に関する規定を設けること、暫定保全措置に対する執行力の付与（仲裁判断の執行制度に倣って、我が国の裁判所における執行決定手続を創設することが想定されている）、仲裁合意の書面性要件の見直しなどが議論されている。

次に、調停に関する事項としては、我が国が将来的にシンガポール国際商事調停条約に加盟する可能性を念頭に、調停による和解合意に執行力を付与することとした場合の「調停」の定義、執行力を付与するための手続の在り方（執行決定手続を創設することが想定されている）、執行力を付与すべき調停の範囲（国際的な調停に限るのか、国内調停も含むのか、商事に関する調停に限るのか、民事に関する調停全般を含むのか、消費者紛争、個別労働紛争を除外するほか、人事に関する紛争をどの範囲で除外するか）、シンガポール国際商事調停条約所定の執行拒絶事由を我が国の法制下でどのように条文化するかなどが議論されている。

最後に、仲裁手続に関して裁判所が行う手続（仲裁人の選任、裁判所による証拠調べの実施、仲裁判断の取消し、仲裁判断の執行決定等）については、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化・迅速化を可能とする観点から、東京地裁及び大阪地裁に競合管轄を認めること、外国語で作成された書証の和訳文を常に要求することは当事者にとって大きな負担となり得ることを踏まえ、一定の場合に外国語資料の訳文省略を認めることなどが検討されている。

ハイテク紛争解決等に関する SOLAIR Conference 2020 の開催

森・濱田松本法律事務所 弁護士 岡田 淳

2020年9月10日に、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）、日本政府、チェコ政府及びイスラエル政府の共催の下、「デジタルエコノミーにおける紛争解決」（“Dispute Settlement in the Digital Economy”）と題するワークショップがオンラインで実施された。このワークショップは、チェコ科学アカデミーがチェコ政府と共に2018年から開催されてきたSOLAIR Conference (Society, Law, Artificial Intelligence and Robotics)の特別イベントとして企画されたものである。



このワークショップでは、UNCITRALにおいて将来作業の候補とされているデジタルエコノミー（AI、データ取引等に関する法的問題）及びハイテク紛争解決（ハイテク分野における紛争解決に関する課題）について事務局の調査検討を促進する観点から、様々な意見交換が行われた。

私は、日本におけるデータ取引への法的アプローチの現状として、法律によるデータの保護の一環として不正競争防止法の2018年改正に基づく「限定提供データ」の枠組みを説明するとともに、契約によるデータの利活用・保護の一環として2018年に経済産業省から公表された「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（2019年12月改定）の内容を紹介させて頂いた。

伝統的な知的財産権とは異なり、データ保護にいかなる法的枠組みを適用すべきかについては、国際的なハーモナイズへの道りは険しい。パーソナルデータについても各国で様々な法規制が存在するが、工場データや機械データといった必ずしも知的財産権の保護が及ばないノン・パーソナルデータについても、日本のように不正競争防止法に基づく行為規制のアプローチを採用する法域もあれば、欧州のようにデータベースに独自の権利（sui generis right）を設定する法域もある。さらに欧州では、機械的に生成されるデータ全般につき2017年に「データプロデューサーの権利（data producer's right）」の創設が提案されたことも近時注目を集めた。当該権利の導入をめぐってはその後大きな批判も起こったため見通しが不透明となっているが、その後も欧州は矢継ぎ早に様々なデータ戦略（例えば、2020年2月に公表したデータ戦略や、2020年11月に公表したデータガバナンス法案など）を打ち出している。日本でも、新たな権利の創設の是非をめぐっては、依然として議論が続いている。

ワークショップにおける議論を通じて、このように国際調和が不十分なハイテク紛争解決の領域においては、伝統的な裁判手続に加えて、国際争訟を一元的に解決する仲裁や調停といった手続を活用する潜在的ニーズがあることを実感するとともに、日本における様々な取組みを国際的な舞台上で積極的かつ継続的に情報発信していくことの有用性を改めて認識した次第である。

仲裁人の利益相反事由の開示義務違反に係る平成29年最高裁決定の差戻控訴審決定

モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 寺澤 幸裕

平成29年の最高裁による差戻決定を受け、平成31年3月11日、大阪高裁第13民事部（以下「本件差戻審」という。）は、本件の事情の下では、法18条4項に該当する「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」（以下「本件事実」という。）は合理的な範囲の調査を行っても通常判明し得るものとは認めがたいとして、「本件事実」を開示しなかった仲裁人の行為は法18条4項の開示義務違反には該当しないと判断した。本件差戻審が指摘する「本件の事情」とかかる事情を前提とした規範は次のとおりである。

本件差戻審はまず、①仲裁人が所属する法律事務所が、一般的な水準のコンフリクト・チェックシステムを構築している場合、②当該システムが機能している限り、当該法律事務所に所属する他の弁護士が利益相反問題を生じさせ得る事件を受任しようとするれば、そのような事件は当該システムで検出され、利益相反の解決が必要な場合には、当該事件情報が仲裁人にも提供されるはずであるから、仲裁人となる弁護士が当該システムで求められる必要な情報を入力している限り、仲裁開始後も利益相反の発生の有無を継続的に調査できる合理的な措置を講じていたと評価できるとした。

その上で、本件差戻審は、①問題とされた仲裁人の法律事務所は、一般的な水準のコンフリクト・チェックシステム（以下「本件システム」という。）を構築しており、当該仲裁人も適切に関係当事者（仲裁当事者ら及びその関係会社）を本件システムに入力していたことを認定するとともに、②本件仲裁開始後に当該仲裁人の法律事務所（以下「本件法律事務所」という。）に参画した別のパートナーが従前所属していた法律事務所において一方仲裁当事者の関係会社を代理していた事件（以下「本件別事件」という。）が本件システムで検知されなかったのは、当該パートナーが、本件法律事務所に参画前に既にその代理人を辞任したとの認識の下、本件法律事務所入所時に本件別事件を本件システムに入力しなかったことが原因なのであって、このような例外的事象によって検知漏れが生じた事情の下で本件事実を開示しなかった仲裁人の行動は、法18条4項の開示義務に該当するとは言えないとした。

また本件差戻審は、法18条4項の開示義務があれば、当然に法44条1項6号の取消事由があると言えるかについては判断しないとした。

MediationとArbitrationの組み合わせによる紛争解決 —アジア圏における新しい潮流—

弁護士 慶応義塾大学 大学院法務研究科 客員教授 宮武 雅子

2018年8月、Mediationの和解合意にも執行力が付与される「シンガポール国際商事調停条約」が、米国、中国、インド、韓国などの46カ国により調印された。同条約を契機に国際商事紛争における調停の活用がにわかに注目されている。

一般にMediationは、紛争当事者が紛争を解決する機運にならない限り、非常に時間がかかるのは周知の事実である。紛争解決を時間とコストで厳しく精査する国際商事紛争では、致命的な欠陥かもしれない。ところが、MediationをArbitrationと組み合わせることにより、それぞれを単独で行うよりも大きな成果が得られるかもしれないのである。すなわち、Mediationを先に試み、和解に至らない場合にはArbitrationを行うか (Med→Arb)、或いは、Arbitrationを先に行い、後にMediationを導入するか (Arb→Med) である。

もっとも、前者のMed→Arbは、Mediationの根本的な原則であるConfidentialityに抵触する危険があると指摘されている。Confidentialityとは、調停で話されたことが全て後のあらゆる手続きで利用されないという制度的担保であり、これがあるからこそ、Mediationで当事者は自分に不利な事実についても正直に話すことができ、このような誠実な態度が和解への道筋をつけるとされている。ところが、Med→ArbにおいてMediatorがArbitratorを兼ねるとこのようなConfidentialityが貫徹できない問題が生じるのである。即ち、後に来るArbitrationで自己に不利な事実をAwardの基礎として採用されないように、Mediationで当事者は正直な話し合いをしなくなるというものである。他方で、後者のArb→Medの場合、そのようなリスクが少なく、かつ、Arbitrationの経費節減ができる。Arbitrationで証拠開示が行われ、勝敗が見えてくれば、そこでMediationを行って和解に至れば、早くArbitratorのタイムチャージを止めることができ、当事者にとって経済合理性がある。

Singapore International Arbitration Center (SIAC) は、Singapore International Mediation Center (SIMC)と協働して、このような組み合わせのプロトコールを始めた。SIACとSIMCのArb - Med - Arbの件数は1年弱で23件に上り、SIMCの総受件数の約2割を占めるに至っている¹。Korean Commercial Arbitration Board (KCAB) Internationalでは、Mediationの専門機関の設立を視野に入れて、このような組み合わせを念頭においた戦略をたてていると筆者は聞いている。このような各国の取り組みを考慮すると、日本の国際調停を活性化する手段の一つとして本格的に取り組む時期に来ていると思われる。

Japanese legislative amendments likely to have positive impact on international arbitration in Japan

Sarah Martin (Counsel, Linklaters Tokyo) and Eriko Kadota (Associate, Linklaters Tokyo)

Amendments to the Act on Special Measures concerning the Handling of Legal Services by Foreign Lawyers (外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法) (the “Act”) and proposed amendments to the Arbitration Act (仲裁法) are likely to have positive impacts on the growth of international commercial arbitration in Japan. In particular, the expanded definition of “international arbitration” is a welcome development for registered foreign lawyers in Japan (外国法事務弁護士) (“GJB”), as well as increasing interest in mediation as an alternative means of dispute resolution.

¹ 2021年1月22日現在の数字、SIACの提供による。

The expanded definition of “international arbitration” seeks to allow parties greater freedom when appointing counsel in an international arbitration or mediation in Japan. By way of background, parties are not able to appoint GJBs as counsel in a domestic arbitration in Japan. GJBs can be appointed in an international arbitration, but there was a concern that the legislation defined this too narrowly.

It is hoped that these amendments will promote Japan as a seat of arbitration (on the basis that there is less impediment to parties wishing to appoint GJBs as counsel), as noted by the Review Committee for Representation in International Arbitration, etc. by Registered Foreign Lawyers or Foreign Lawyers (the “Review Committee”) in its 25 September 2018 report.¹

However, as the Review Committee notes, jurisdictions with high numbers of international arbitration cases, such as Singapore or Hong Kong, do not make a distinction between international and domestic arbitrations² and therefore lawyers not qualified in Singapore or Hong Kong are able to act as counsel in arbitrations that would be considered to be a “domestic arbitration” . The Review Committee states that foreign companies that instruct GJBs are likely to select seats that have looser regulations around the work that foreign lawyers may undertake³ but does not make any mention in its report of Japanese corporations that wish to instruct GJBs in collaboration with bengoshi in domestic arbitrations. It therefore remains to be seen whether this amendment has any real impact on the number of parties choosing Japan as the seat of arbitration.

The amendments to the Arbitration Act currently under consideration are another positive development to further promote arbitration in Japan. In particular, the proposal to waive the requirement to provide Japanese translations of foreign language documents (primarily English language documents) in certain circumstances go some way to indicating judicial support for international arbitration.⁴

The working group considering amendments to the Arbitration Act have also examined the Singapore Convention on Mediation (the “Singapore Convention”), the necessity for legislating the enforcement of mediated settlement agreements, and have considered how Japan might incorporate the Singapore Convention into domestic law.⁵ The more signatories to the Singapore Convention, the more likely parties will give proper consideration to mediation as an alternative form of dispute resolution, and hopefully signals a positive trend towards providing parties with further options to select the best method for resolving their disputes.

1 <http://www.moj.go.jp/content/001308967.pdf> at p. 2.

2 <http://www.moj.go.jp/content/001308967.pdf> at p. 1.

3 <http://www.moj.go.jp/content/001308967.pdf> at p. 1.

4 <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10662584/%E4%BB%B2%E8%A3%81%E6%B3%95%E5%88%B6%E3%81%AE%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%82%92%E4%B8%AD%E5%BF%83%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf/5d80fe0b-b627-46b1-95b3-b70ec6f7ec9b> from p. 179.

5 See <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10662584/%E4%BB%B2%E8%A3%81%E6%B3%95%E5%88%B6%E3%81%AE%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%82%92%E4%B8%AD%E5%BF%83%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf/5d80fe0b-b627-46b1-95b3-b70ec6f7ec9b> from p. 87.

JIDRC-Tokyo オープニングセレモニー兼「仲裁の日」記念行事について

日本仲裁人協会 理事・事務局長 飛松 純一

2020年10月12日、JIDRC-Tokyo オープニングセレモニー兼「仲裁の日」記念行事が、Zoomを活用したウェビナー形式で開催されました（法務省、日本弁護士連合会、JIDRCとの共催）。

当日は、出井直樹JIDRC副理事長（JAA理事）の司会進行により、青山善充JIDRC理事長及び川村明JAA理事長による開会挨拶に続き、上川陽子法務大臣及び板東一彦JCAA理事長から来賓のご挨拶を賜りました。また、海外の代表的な仲裁機関からもビデオメッセージをいただくことができました。

その後、寺田逸郎前最高裁判所長官及びKevin Kim弁護士による基調講演、早川吉尚JIDRC業務執行理事・事務局長（JAA理事）による東京施設の紹介に引き続き、パネルディスカッション「仲裁地・東京への期待と提言 — コロナ禍の国際仲裁」が行われました。ディスカッションにはJAAから小原淳見常務理事（モデレーター）、手塚裕之常務理事及び高取芳宏常務理事（パネリスト）が参加し、先進的設備を有する審問施設が東京に開設されたことの重要性等が議論されました。

今回の記念行事は、コロナ禍の状況にあってもIT技術の活用によって海外から多くの参加者が得られたことはもとより、プログラムのほぼ全てが英語で実施されたという形式面においても、JAAのグローバル化の進展を強く印象付けるものでした。JAAとJIDRCの連携を一層強化することによって、ヒト・モノ両面にわたる仲裁インフラの整備を進め、日本を世界の仲裁ハブに育てていける可能性を実感しました。

関西支部便り

日本仲裁人協会 関西支部 事務局長 豊島 ひろ江

令和2年3月の支部役員会を経て、事務局長として新たに就任いたしました。微力ながら、児玉実史支部長、小林和弘事務局長顧問（前事務局長）、高瀬朋子事務局長代行の協力を得て、JAA関西支部の活動に貢献したいと思っております。よろしくお願い致します。

さて、令和2年は、日本国際紛争解決センター・東京施設（JIDRC-Tokyo）が開設し、オールジャパン体制で国際仲裁・調停を活性化する機運が高まってきたと感じます。関西支部では、コロナ禍以前の1月31日に、国際仲裁セミナー「ICC仲裁と『仲裁地日本』の可能性を探る」を開催しました。コロナ禍以降は、活動が制約されましたが、10月24、25、31日、11月1、27～29日に「オンライン調停をマスターする～英語による国際家事調停人養成Zoomオンライン研修（2020年）」を新生・国際家事調停員会と共同開催し、12月8日にはZoom ウェビナー国際紛争解決セミナー「コロナで進化する国際仲裁・調停」を主催するなど、オンラインを利用した発信を活発化しました。他機関とも交流を深め、2月20日に国際商取引学会主催の模擬仲裁日本大会を後援して仲裁人役を推薦、京都国際調停センターにおいて協力関係にある同志社大学の寄附講座に講師として会員が出講、12月21日に日本商事仲裁協会（JCAA）大阪事務所とJCAA新規則についてのオンライン共同勉強会の開催など行いました（これに先立ち、8月5日、8月27日の2回、支部役員会でJCAA新規則のオンライン内部勉強会も開催しました）。JCAAとの共同勉強会の内容は有益でしたので、次回共同勉強会後に報告等により情報共有をさせて頂く予定にしております。

中部支部2020年度の活動～国際的な家事共同調停の試み～

日本仲裁人協会 中部支部 支部長 田邊 正紀

中部支部では、2020年8月28日、愛知県弁護士会と共催で、Zoomを用いて「国際的な家事共同調停の試み」という勉強会を開催しました。

勉強会第一部では鈴木五十三弁護士に一般的なハーグ条約事案における調停についてお話しいただき、第二部では鈴木五十三弁護士、高瀬朋子弁護士、当職がパネリストとなり、二国間共同調停の調停人の経験に基づきパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションの中では、合意に至る過程で積極的に弁護士を活用するやり方がある一方、調停の話し合いのテーマは法的問題ではないことを前提に弁護士の関与を制限する調停方法があること、調停人として参加した場合に、日本の法制度や強制執行の実情などをどこまで話すかについて、調停人の中立性と専門家としての情報提供のはざまで悩んだこと、二国間調停に調停人として参加するためには、調停人同士が既知の関係で信頼関係が構築されており、お互いのやり方を理解していることが必要であることなどが語られました。

二国間共同調停の経験者が集まって経験談を共有するのはこの企画が初めてで、全国各地から約40名の参加がありました。

研究委員会の活動報告

日本仲裁人協会 研究委員会 委員長 井上 葵 同事務局次長 佐藤 誠高

1 研究事業

研究委員会の2020年度の研究事業は、3月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大の影響を受けて、予定していた研究会のいくつかについて中止することを余儀なくされましたが、7月以降にウェブ会議システムを利用した形で再開し、合計6回の研究会を開催しました。具体的には、「Med-Arb/Arb-Med-Arb再考」、「Virtual hearings for arbitration, powered by Opus 2」（JIDRCとの共催）、「JIDRCにおけるバーチャルヒアリング対応と運用」（JIDRCとの共催）、「仲裁法制・調停法制の見直しの動向」、「標準必須特許（SEP）を巡る紛争解決としての国際仲裁と調停」、「①『手続実施者の選任・指名と利害関係情報』、②『和解あっせん手続における弁護士以外の代理人の選任・出席等について』」といった、国際的な仲裁・ADRに関するテーマや、我が国における仲裁・ADRに関するテーマについて、活発な報告・検討が行われました。2021年度も、仲裁・ADRに関する議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究委員会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及びADRの普及・啓発を図る」という目的の活動の一環として、当協会の研究会の成果を「仲裁・ADRフォーラム（Arbitration & ADR Forum）」と題する紀要にまとめ、継続的に出版しております。

現在、次号（第7号）の出版に向けて原稿の取りまとめ等をしており、2021年度の初めに出版できる見込みです。今後も引き続き仲裁・ADRの理論と実務の発展を目指して活動していきます。

日本仲裁人協会の歩み

※役職、肩書きは当時のもの

2020年

- 1月 31日: 関西支部企画国際仲裁セミナー「ICC仲裁と「仲裁地日本」の可能性を探る」
基調講演:小原淳見会員(常務理事・弁護士、国際商業会議所(ICC)副所長、国際商事仲裁協議会(ICC)理事)
モデレーター:大貫雅晴会員(理事、GBCジービック大貫研究所所長)
パネリスト:小原淳見会員(理事・弁護士、国際商業会議所(ICC)副所長、国際商事仲裁協議会(ICC)理事)
廣田浩氏(京セラ株式会社法務部長)
児玉実史会員(理事・弁護士、日本国際紛争解決センター(JIDRC)理事)
岡田春夫会員(常務理事・弁護士、京都国際調停センター・センター長)
- 2月 14日: 特許庁・東京国際知的財産仲裁センター(IACT)・英国仲裁人協会日本支部(CI Arb. Japan Chapter)・オリック東京法律事務所・外国法共同事業主催「知的財産紛争への国際仲裁・調停の活用・SEP(標準必須特許・FRANDを含む世界的・包括的解決への戦略)」後援
- 2月 26日: 研究委員会研究講座「Med-Arb/Arb-Med再考」
報告者:小川和茂氏(立教大学法学部特任准教授)
- 2月 27日: 日弁連主催「国際仲裁・調停セミナー「国際取引紛争解決手段としてのADRの利用」国際仲裁・国際調停を身近なものに」後援
- 3月 12日: 2020年度通常総会
- 3月 25日: 関西支部臨時総会
- 4月 10日: 中部支部総会
- 5月14日・6月11日・7月21日:SIAC主催「SIAC International Arbitration Webinar Series 2020 - SIAC Japan Webinar」後援
- 6月 18日: VIAC主催「International Arbitration and Mediation: To Improve Commercial Dispute Processing by Vietnam and Japan」後援
- 7月 28日: YSIAC・JILA主催「SIAC International Arbitration Webinar Series 2020YSIAC-JILA Japan Webinar」後援
- 7月 29日: 研究委員会研究講座「Virtual hearings for arbitration, powered by Opus 2」
報告者:Katie-Beth氏(Senior Business Development Consultant - APAC)
- 8月 28日: 中部支部企画「国際的な家事共同調停の試み」
講師:鈴木五十三会員(常務理事・弁護士)
パネリスト:鈴木五十三会員(常務理事・弁護士)
高瀬朋子会員(弁護士)
田邊正紀会員(常務理事・弁護士)
- 9月: YSIAC主催「Writing Competition 2020」後援
- 9月 2日: SIAC主催「Virtual Congress 2020」後援
- 9月10日・11日:SIAC主催「SIAC North East Asia Academy」後援
- 9月 12日: シンガポール国際調停センターとJIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocolに関する覚書を締結
- 9月15日～28日:Sage Mediation主催「ARANDA International Mediation Leaders Programme」後援
- 9月25日・10月2日:JCAA・JIMC国際調停オンライン・セミナー「アフターコロナ時代における国際紛争解決のニューノーマル」
講師: Danny McFadden氏(CEDR Asia Pacific・Managing Director、国際調停人)
モデレーター:岡田春夫会員(副理事長・弁護士、京都国際調停センター・センター長)
二瓶ひろ子会員(日本商事仲裁協会・仲裁ADR広報担当、弁護士)
パネリスト: Danny McFadden氏(CEDR Asia Pacific・Managing Director、国際調停人)
小倉隆会員(同志社大学・教授、元大成建設株式会社・法務部次長)
James Claxton氏(立教大学・教授、独立調停人・仲裁人)
茂木鉄平会員(弁護士)
前田葉子会員(弁護士)
- 10月 12日: 日本国際紛争解決センター・東京オープニングセレモニー及び「仲裁の日」記念行事
来賓挨拶:上川陽子氏(法務大臣)
板東一彦氏(一般社団法人日本商事仲裁協合理事長)
ビデオメッセージ:Alexis Mourre氏(ICC仲裁裁判所所長)
Meg Kinnear氏(ICSID事務局長)
Gary Born氏(SIAC仲裁裁判所所長)
- 基調講演:寺田逸郎氏(前最高裁判所長官)
Kevin Kim氏(Peter & Kimパートナー、国際商事仲裁協議会(ICC)アドバイザリーボードメンバー)
JIDRC施設紹介:早川吉尚会員(理事・弁護士、日本国際紛争解決センター(JIDRC)業務執行理事・事務局長)
モデレーター:小原淳見会員(常務理事・弁護士、国際商事仲裁協議会(ICC)理事)
パネリスト:Michael Moser氏(仲裁人、Twenty Essex、国際商事仲裁協議会(ICC)理事)
James Castello氏(King & Spaldingパートナー)
原田剛氏(日本製鉄株式会社・執行役員法務部長)
手塚裕之会員(常務理事・弁護士)
高取芳宏会員(常務理事・弁護士、英国仲裁人協会日本支部(CI Arb. Japan Chapter)共同代表)
- 10月 22日: ICC Japan主催:ICC国際仲裁ウェビナーシリーズ第1回「ICC仲裁の6年の軌跡とコロナ禍の国際仲裁手続の変貌」後援
- 10月24日・25日、10月31日・11月1日・27日～29日:関西支部企画「オンライン調停をマスターする英語による国際家事調停人養成Zoomオンライン研修」
講師:尾崎としえ氏(米国調停人)
- 10月 26日: 研究委員会研究講座「JIDRCにおけるバーチャルヒアリング対応と運用」
報告者:高取芳宏会員(常務理事・弁護士、日本国際紛争解決センター(JIDRC)アドバイザリーボード・ウェブ審問部会長、英国仲裁人協会日本支部(CI Arb. Japan Chapter)共同代表)
鈴木毅会員(弁護士、日本国際紛争解決センター(JIDRC)ウェブ審問部会長第一分科会長)
- 11月 9日: 研究委員会研究講座「仲裁法制・調停法制の見直しの動向」
報告者:古田啓昌会員(常務理事・弁護士)
- 11月11日～13日:Sage Mediation主催「Negotiating Leadership」JIMC後援
- 11月 18日: YSIAC主催「YSIAC Writing Competition: Winners' Mock Hearing」後援
- 11月 19日: 研究委員会研究講座「標準必須特許(SEP)を巡る紛争解決としての国際仲裁と調停」
報告者:高取芳宏会員(常務理事・弁護士、日本国際紛争解決センター(JIDRC)アドバイザリーボード・ウェブ審問部会長、英国仲裁人協会日本支部(CI Arb. Japan Chapter)共同代表)
中本安利会員(弁護士)
- 11月 20日: JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol正式発足・JIMC-Kyoto設立2周年記念セミナー「With and After コロナの国際調停」オンライン調停とその有効性」
講師:高杉直会員(京都国際調停センター・副センター長、同志社大学副学長)
Lok Vi Ming SC氏(シンガポール国際調停センター・副センター長)
Chuan Wee Meng氏(シンガポール国際調停センター・CEO)
James Claxton氏(京都国際調停センター・運営委員、立教大学教授)
古田啓昌会員(常務理事・弁護士、京都国際調停センター・運営委員)
- 11月26日～28日:神戸大学主催「CEDR教育プログラム:オンラインの調停人資格認証付きのトレーニングプログラム」後援
- 12月 8日: 関西支部総会
- 12月 8日: 関西支部「企画コロナで進化する国際仲裁・調停」
講師:岡田春夫会員(副理事長・弁護士、京都国際調停センター・センター長)
児玉実史会員(理事・弁護士、日本国際紛争解決センター(JIDRC)理事)
西原和彦会員(弁護士、京都国際調停センター事務局長)
モデレーター:豊島ひろ江(理事・弁護士)
パネリスト:上記講師
廣田浩氏(京セラ株式会社法務部長)
大貫雅晴会員(理事、GBCジービック大貫研究所代表)
- 12月 8日: SIAC・JIDRC主催「SIAC-JIDRC Seminar-International Arbitration in Singapore:Key Developments and Insights for Japanese Parties」後援
- 12月 10日: 研究委員会研究講座「手続実施者の選任・指名と利害関係情報」・「和解あっせん手続における弁護士以外の代理人の選任・出席等について」
報告者:九石拓也会員(弁護士、第二東京弁護士会仲裁センター仲裁人候補者)
農端康輔会員(理事・弁護士、第二東京弁護士会仲裁センター嘱託弁護士)